

一、相关新法令、新政策

- [关于国务院第四批取消和调整行政审批项目后涉及简并纳税人涉税资料业务操作处理办法的通知](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2008〕56号

【发布日期】2008-05-22

【提示】该通知根据《国务院关于第四批取消和调整行政审批项目的决定》，在《国家税务总局关于清理简并纳税人报送涉税资料有关问题的通知》的基础上，就进一步简并纳税人报送涉税资料做出了规定，其中，17项办税业务被取消，3项办税业务进行了调整，1项办税业务下放审批权限。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于国务院第四批取消和调整行政审批项目后涉及简并纳税人涉税资料业务操作处理办法的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7936685.html>

国家税务总局关于清理简并纳税人报送涉税资料有关问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7069785.html>

国务院关于第四批取消和调整行政审批项目的决定

http://www.gov.cn/zwqk/2007-10/12/content_775186.htm

- [关于全资子公司承受母公司资产有关契税政策的通知](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2008〕514号

【发布日期】2008-05-26

【提示】公司制企业在重组过程中，以名下土地、房屋权属对其全资子公司进行增资的，属同一投资主体内部资产划转。全资子公司承受母公司土地、房屋权属的行为，不需缴纳契税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7934870.html>

一、関連する新法令、新政策

- [国務院による4回目の行政審査許可項目の廃止、調整後の納税者税金関連資料を簡潔にまとめる業務取扱処理弁法についての通知](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発〔2008〕56号

【発布日】2008-05-22

【コメント】本通知は「4回目の行政審査許可項目を廃止し、調整することについての国務院による決定」に基づき、「納税者が届出る税金関連資料を簡潔にまとめることについての国家税務総局による通知」をベースに、納税者が届出る税金関連資料を更に簡潔にまとめることについて規定を行っているが、その中で、17の税金関連業務が廃止され、3つの税金関連業務が調整され、1つの税金関連業務の審査許可権が委譲された。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。国務院による4回目の行政審査許可項目の廃止、調整後の納税者税金関連資料を簡潔にまとめる業務取扱処理弁法についての通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7936685.html>

納税者が届出る税金関連資料を簡潔にまとめることについての国家税務総局による通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7069785.html>

4回目の行政審査許可項目を廃止し、調整することについての国務院による決定

http://www.gov.cn/zwqk/2007-10/12/content_775186.htm

- [全額出資子会社が親会社の資産を受け継ぐ場合の購入税政策についての通知](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2008〕514号

【発布日】2008-05-26

【コメント】会社制企業が再編を行う過程で、その名義の土地、不動産権利をもって、その全額出資子会社に増資を行う場合、同一の投資主体内部の資産の振替と見なす。全額出資子会社が親会社の土地、不動産権利を受け継ぐ行為においては、購入税を納付しなくてよい。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7934870.html>

● 关于奥运期间对航空运输危险品实施特别管制措施的通知

【发布单位】中国民用航空局、公安部

【发布文号】民航发〔2008〕52号

【发布日期】2008-05-27

【提示】根据该通知，自2008年07月01日至09月30日期间：

- 公安机关暂停审批向北京、上海、天津、沈阳、秦皇岛、青岛等赛区城市航空运输民用爆炸物品、枪支弹药。
- 北京、上海、天津、沈阳、秦皇岛、青岛等奥运赛事机场停止运输危险品（医用同位素和扑灭高致病疫情所需生物和化学制剂除外），其他机场运输高危危险品须经核准。
- 非奥运赛区城市民用机场运输危险品（航空公司按规章规定空运属于危险品类航材除外），必须符合该通知规定的条件。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于奥运期间对航空运输危险品实施特别管制措施的通知

<http://www.caac.gov.cn/B7/200806/P020080606383917194805.pdf>

关于奥运期间航空运输危险品实施特别管制措施的补充通知

http://www.caac.gov.cn/B7/200806/t20080618_16430.html

● 国家危险废物名录

【发布单位】环境保护部、国家发展和改革委员会

【发布文号】环境保护部、国家发展和改革委员会令 第1号

【发布日期】2008-06-06

【实施日期】2008-08-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sepa.gov.cn/info/bgqw/bl/200806/t20080617_124095.htm

● 上海市危险化学品监督检查暂行规定

【发布单位】上海市安全生产监督管理局

【发布文号】沪安监管危化〔2008〕123号

【发布日期】2008-06-10

【发布日期】2008-06-10

【提示】该规定适用于上海市各级安全生产监管部门对上海市内危险化学品生产、经营、储存、使用单位的安全监督检查工作（试行1年）。该规定对各级安全生产监管部门的分工、重点

● 五輪開催期間中に航空運輸危険物品に対し特別管制措置を実施することについての通知

【発布機関】中国民用航空局、公安部

【発布番号】民航発〔2008〕52号

【発布日】2008-05-27

【コメント】本通知によると、2008年7月1日から9月30日までの期間において、次の通りとなる。

- 公安機関は、北京、上海、天津、瀋陽、秦皇島、青島等の五輪試合開催都市への民間用爆発物、銃器弾薬を航空輸送する際の審査許可を一時停止する。
- 北京、上海、天津、瀋陽、秦皇島、青島等の五輪試合開催都市空港は危険物品の輸送を停止し、その他の空港では危険度の高い危険物品（医療用同位元素及び高病原性疫病撲滅に必要なバイオ及び化学製剤を除く）を輸送する場合、必ず認可を受けなければならない。
- 五輪試合開催都市以外の都市の民間用空港が危険品（航空会社が規則の定めに基づき危険品類に属する航空機材予備部品を空輸する場合はこの限りでない）を輸送する場合、必ず本通知に定める条件に適合しなければならない。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。五輪開催期間中に航空運輸危険物品に対し特別管制措置を実施することについての通知

<http://www.caac.gov.cn/B7/200806/P020080606383917194805.pdf>

五輪開催期間中に航空運輸危険物品に対し特別管制措置を実施することについての補充通知

http://www.caac.gov.cn/B7/200806/t20080618_16430.html

● 国家危険廃棄物リスト

【発布機関】環境保護部、国家発展改革委員会

【発布番号】環境保護部、国家発展改革委員会令 第1号

【発布日】2008-06-06

【施行日】2008-08-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sepa.gov.cn/info/bgqw/bl/200806/t20080617_124095.htm

● 上海市危険化学品監督検査暫定規定

【発布機関】上海市安全生産監督管理局

【発布番号】滬安監管危化〔2008〕123号

【発布日】2008-06-10

【発布日】2008-06-10

【コメント】本規定は、上海市の各レベルの安全生産監督部門が上海市内の危険化学品を生産し、経営し、保管し、使用する企業に対する安全監督検査作業に適用する。（试行1年）本規定は、各レベルの安全生産

監督單位、檢查頻次、內容和處理等進行了規定。

【法令全文】請點擊以下網址查看：

http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200806/d_104523.html

● 關於取消潤滑油、基礎油、潤滑脂出口配額管理的公告

【發布單位】商務部、國家發展和改革委員會、海關總署

【發布文號】商務部、國家發展和改革委員會、海關總署公告 2008 年第 30 號

【發布日期】2008-06-10

【提 示】根據該公告，自 2008 年 07 月 01 日起，取消潤滑油（27101991）、潤滑脂（27101992）、潤滑油基礎油（27101993）出口配額管理，改為實行出口許可證管理，同時對其一般貿易出口仍實行國營貿易管理，海關憑出口許可證驗放。

【法令全文】請點擊以下網址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/13/content_1015883.htm

● 關於提高電力價格有關問題的通知

【發布單位】國家發展和改革委員會

【發布文號】發改電〔2008〕207 號

【發布日期】2008-06-19

【提 示】根據該通知，自 2008 年 07 月 01 日起，中國除西藏自治區之外的省級電網銷售電價平均每千瓦時提高 0.025 元。

【法令全文】請點擊以下網址查看：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2008tongzhi/t20080619_218923.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法規或政策的全文內容或需要相關日文翻譯服務，請與我們**聯繫**；
- 本欄目所公布的網址通常為官方網址，如果無法訪問，您可以通過搜索引擎查閱或與我們**聯繫**。

二、相關新信息

監督部門による分業、重点監督先企業、検査頻度、内容及び処理等につき規定を設けている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200806/d_104523.html

● 潤滑油、基礎油、グリースの輸出割当管理を廃止することについての公告

【發布機關】商務部、國家發展改革委員會、稅關總署

【發布番号】商務部、國家發展改革委員會、稅關總署公告 2008 年第 30 號

【發布日】2008-06-10

【コメント】本公告によると、2008 年 7 月 1 日から、潤滑油（27101991）、グリース（27101992）、潤滑油基礎脂（27101993）に対する輸出割当管理を廃止し、輸出許可証管理を実施する。同時に、それらの一般貿易での輸出にあたっては、依然として國營貿易管理を実施し、稅關は輸出許可証に基づく通関許可を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/13/content_1015883.htm

● 電力價格の引上げに関する通知

【發布機關】國家發展改革委員會

【發布番号】發改電〔2008〕207 號

【發布日】2008-06-19

【コメント】本通知によると、2008 年 7 月 1 日から、中國のチベット自治區を除く省レベルの卸電力價格を 1 キロワット時平均 0.025 人民元引上げる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2008tongzhi/t20080619_218923.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相應の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご**連絡**ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご**連絡**いただければと思います。

二、関連する新情報

- 《侵权责任法》正在起草中

全国人大常委会法工委有关官员表示,《侵权责任法》正在起草中。据介绍,《侵权责任法》将对人身与财产侵权、网络引发的侵权、环境侵权、商业侵权、职业侵权等五大突出领域进行规范,并将对悬挂物致害、环境污染等特殊侵权行为做出详细界定。

(摘自 2008 年 06 月 16 日中国法制信息网)

- 《关于审理建筑物区分所有权纠纷案件具体应用法律若干问题的解释(征求意见稿)》正在征求意见

日前,最高人民法院公布了《关于审理建筑物区分所有权纠纷案件具体应用法律若干问题的解释(征求意见稿)》和《关于审理物业服务纠纷案件具体应用法律若干问题的解释(征求意见稿)》,并向社会公开征求意见(截止日期为 2008 年 07 月 16 日)。查看上述两个司法解释的征求意见稿全文,请点击以下网址:

http://www.legalinfo.gov.cn/misc/2008-06/16/content_880170.htm

(摘自 2008 年 06 月 16 日中国普法网)

- 上海电子商务立法侧重 B2B 模式

日前,上海市十三届人大常委会听取了关于《上海市促进电子商务发展规定(草案)》的说明及审议意见报告。如果审议顺利,该规定将在四个月后审议通过,有可能成为中国第一部以电子商务命名的地方法规。该规定重点在于推动上海 B2B(Business to Business)模式的电子商务。

(摘自 2008 年 06 月 18 日上海对外经济贸易委员会网站)

- 国家外汇管理局将 8 类非居民人民币账户纳入监管

由于大量游资进入中国,国家外汇管理局正考虑对境内银行的非居民人民币账户进行更严格的统计监测。为此,国家外汇管理局专门出台了“报送非居民人民币账户数据”的有关规定。目前,一些银行已经接到通知并开始进行相关统计工作。

该规定要求境内办理非居民人民币账户的银行(包括外资银行),对非居民(包括境外个人和

- 「権利侵害責任法」が起草段階にある

全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の関係職員は、「権利侵害責任法」が現在、起草段階にあることを明らかにした。同職員の説明によれば、「権利侵害責任法」は人身及び財産に対する権利侵害、インターネットに起因する権利侵害、環境権の侵害、商業権の侵害、労働権の侵害という 5 つの顕著な分野における規範化を行い、また、落下物による事故、環境汚染等の特殊な権利侵害行為について詳細な定義付けを行っているとのことである。

(2008 年 6 月 16 日付の中国法制情報ウェブサイトより抜粋)

- 「建築物所有権区分紛争事案を審理する際に法律を具体的に応用することについての解釈(意見募集案)」が意見募集段階にある

先頃、最高人民法院は、「建築物所有権区分紛争事案を審理する際に法律を具体的に応用することについての解釈(意見募集案)」及び「不動産サービス紛争事案を審理する際に法律を具体的に応用することについての解釈(意見募集案)」を公布し、パブリックコメントを募集した。(締切日は 2008 年 7 月 16 日)上述の 2 つの司法解釈の意見募集案全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.legalinfo.gov.cn/misc/2008-06/16/content_880170.htm

(2008 年 6 月 16 日付の中国普法ウェブサイトより抜粋)

- 上海の電子商取引の立法は B2B 型に重点を置く

先頃、上海市十三期人民代表大会常務委員会では「上海市による電子商取引の発展促進規定(草案)」についての説明を聴取し、意見報告を審議した。審議が順調に進めば、本規定は 4 ヶ月後に審議を通過し、中国で最初の電子商取引の名目での地方法規となるもようだ。本規定は上海の B2B(Business to Business)型電子商取引を推進することに重点を置いている。

(2008 年 6 月 18 日付の上海對外經濟貿易委員會ウェブサイトより抜粋)

- 国家外貨管理局は非居住者の 8 タイプの人民元口座をその監督管理対象にする

大量の遊休資本が中国に流れ込んでいることから、国家外貨管理局は国内銀行の非居住者の人民元口座に一層厳しい統計監視を行うことを検討している。このため、国家外貨管理局は「非居住者の人民元口座のデータを届出る」ことについての規定を個別に公布した。現在、一部の銀行はすでに通知を受け取り、係る統計作業を開始している。

境外机构)在本行的人民币储蓄存款账户和结算账户按月统计,并采取总部汇总申报的原则报送外汇管理部门。统计科目包括本月余额、较上月变动额以及较年初变动额 3 类。账户具体包括港澳人民币存款账户、边贸人民币账户、人民币债券账户、贷款清收人民币账户、QFII 人民币账户、人民币贷款提款账户、人民币还款账户,以及其他非居民人民币账户等 8 类账户。

(摘自 2008 年 06 月 19 日《上海证券报》)

● **商务部将下放外商直接投资房地产备案权**

经商务部外资司有关官员确认,商务部准备下放外商直接投资内地房地产项目的备案权,初步拟下放至省级商务部门。同时强调,外商投资房地产的限制仍会执行原有的政策文件,控制外商投资房地产的政策方向不会变。

相关背景信息择要如下: 2007 年 11 月 19 日商务部发布《关于外商投资房地产企业备案有关问题的通知》,要求各地商务部门批准的新设、增资的外商投资房地产项目必须送交商务部备案。并且,商务部的备案文件是外商投资房地产项目办理资本项目结售汇手续的依据之一。

(摘自 2008 年 06 月 19 日《21 世纪经济报道》)

● **中美金融合作取得实质性进展**

第四次中美战略经济对话 18 日闭幕,中美两国签署了《中美能源环境十年合作框架》,并同意启动双边投资保护协定谈判。此外,两国在金融合作和金融开放方面取得许多实质性的进展和成果。其中,中方承诺主要包括:

| | |
|------------------|--|
| <p>证券等方面</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 在 2008 年 12 月 31 日之前,完成对外资参股中国证券、期货和基金公司的评估,并根据评估结果提出调整外资参与中国证券市场的政策建议。 - 允许符合条件的境外公司通过发行股票或存托凭证的形式在我国的交易所上市。 |
| <p>银行等金融机构方面</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 允许符合条件的外资法人银行发行人民币次级债券。 - 将开展试点允许非存款类外国金融机构向试点地区零售消费者提供消费金融服务。 |

本规定是国内非居民的人民元口座を取扱う銀行(外資銀行を含む)に対し、非居民(個人及び海外機関を含む)の当行での人民元貯蓄預金口座及び決済口座について月ごとに統計をとり、本部での集計報告を行うという原則のもと、外貨管理部門に届出よう要求している。統計科目には、当月残高、先月と比べた場合の変動額及び年初と比べた場合の変動額の 3 つが含まれる。口座には、具体的には、香港マカオ人民元預金口座、国境貿易人民元口座、人民元債券口座、融資全額徴収人民元口座、QFII 人民元口座、人民元融資引出口座、人民元返済口座、及び非居民のその他の人民元口座の 8 つの口座が含まれる。

(2008 年 6 月 19 日付の「上海証券報」より抜粋)

● **商務部が外商直接投資不動産届出権を委譲する**

商務部外資司の関係職員に確認したところでは、商務部は外商直接投資不動産プロジェクトの届出権を委譲する予定であり、ひとまず省レベルの商務部門に委譲する予定だとのことである。同時に、外商投資不動産の制限は依然として従来の政策文書を執行し、外商投資不動産を制御する政策方針は変わらないことが強調される。

係る背景情報はおよそ次の通り。2007 年 11 月 19 日に商務部は「外商投資不動産企業届出関係問題についての通知」を發布し、各地の商務部門が許可する新設し、増資する外商投資不動産プロジェクトは必ず商務部に届けられなければならないと求めた。また、商務部への届出文書は外商投資不動産プロジェクトが資本プロジェクトの人民元転、外貨売渡手続を行う根拠の 1 つである。

(2008 年 6 月 19 日付の「21 世紀經濟報道」より抜粋)

● **米中金融提携に実質的な進展が見られた**

第 4 回米中戦略経済対話が 18 日に閉幕し、米中両国は「米中エネルギー環境 10 年提携枠組」を締結すると同時に、二国間投資保護協定の交渉始動に同意した。このほか、両国は金融提携及び金融開放方面で数多くの実質的な進展と成果を上げた。そのうち、中国側の承諾には主に次のものが含まれる。

| | |
|-------------------|---|
| <p>証券等方面</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 2008 年 12 月 31 日までに、外資の中国証券、先物及びファンド会社への資本参加に対する評価を完了させ、評価結果に基づき外資の中国証券市場への参入を調整する政策を提案する。 - 条件に適合する外国会社が株式発行又は預託証券の形式を通して中国の取引所で上場することを認める。 |
| <p>銀行等の金融機関方面</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 条件に適合する外資法人銀行が人民元サブプライム債券を発行することを認める。 - 非預金型外国金融機関が試行地域で小売業の消費者に対する消費金融サービスの提供を試行する。 |

| | |
|---------|---|
| QFII 方面 | — QFII 及其发起的开放式中国基金的投资本金锁定期降低为“3个月”（中国现行规定为“1年以上”）。 |
|---------|---|

（摘自 2008 年 06 月 20 日《上海证券报》）

| | |
|---------|---|
| QFII 方面 | — QFII 及びそれらが発起した開放式中国ファンドの投資元金のロックアップ期間を「3ヶ月」に引き下げる。（中国の現行の規定では「1年以上」である。） |
|---------|---|

（2008 年 6 月 20 日付の「上海証券報」より抜粋）

● 《专利法》修订中关于专利相关权利申请和转让的涉外问题简析

根据《全国人大常委会 2008 年立法工作计划》，国务院将在今年 8 月举行的第十一届全国人大常委会第四次会议上审议《专利法》修订案。中国现行《专利法》自 1985 年 04 月 01 日起施行，已先后于 1992 年和 2000 年进行了两次修订。针对现行《专利法》实施过程中存在的具体问题，国家知识产权局自 2005 年 04 月开始面向社会公开发布研究课题，动员社会各界开展研究工作，经过多次对各界意见的汇总整理及听取专家意见，国家知识产权局将《专利法》修订的草案提交给了国务院。国务院法制办综合各界意见，对草案又进行了多次修改，目前律师掌握的信息来自于截至 2008 年 02 月 28 日的《专利法》草案（以下称“《修订案》”）。

律师注意到，本次《专利法》修订中，在中国的各单位或个人向外国主体转让申请专利的权利以及在中国完成的发明创造如何向外国申请专利问题上出现了新的动向，值得注意。在此，律师依据《修订案》，对该两项问题简要做如下分析：

一、关于“申请专利的权利”的转让

按照国际通行的理解，与专利相关的权利可以分为三种：“申请专利的权利”、“专利申请权”和“专利权”。其中，“申请专利的权利”是指依法享有的可以申请专利的权利；“专利申请权”是指提出专利申请后、授予专利权之前，专利申请权人针对专利申请依法可以享有的权利；“专利权”则是指被授予专利权之后，专利权人依法可以享有的权利。

从理论上讲，申请专利的权利、专利申请权、专利权都是可以合法转让的权利，并且可以向外国主体转让。对此，根据中国现行《专利法》第十条规定，“专利申请权和专利权可以转让。中国单位或者个人向外国人转让专利申请权或者专利权的，必须经国务院有关主管部门批准。……”但是，没有提到“申请专利的权利”向外国主体转让应当办理何种手续。2002 年 01 月 01 日起施行的《中华人民共和国技术进出口管理条例》中规定，“专利权转让、专利申请权转让、专利实施许可、技术秘密转让、技术服务和其他方式的技术转移”应当适用该条例，虽然其中没有明确列出“申请专利的权利的转让”，但在实践中，一般把转让申请专利的权利视为一种“其他方式的技术转移”，在向外国主体转让时通常会被相关部门要求按照《中华人民共和国技术进出口管理条例》办理登记手续。

● 「特許法」改正における特許の関係権利出願及び譲渡の涉外事項についての簡潔な分析

「全国人民代表大会常務委員会 2008 年立法作業計画」によると、國務院は今年 8 月に開催する第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 4 回會議で「特許法」改正案を審議する。中国の現行の「特許法」は 1985 年 4 月 1 日から施行され、これまでに改正は 1992 年と 2000 年の 2 回行われている。現行の「特許法」の実施過程で存在する具体的な問題について、国家知識産権局は 2005 年 4 月から一般社会に研究テーマを公開し始め、社会界を動員し研究作業を行い、各界からの意見を幾度も集計してまとめながら、専門家の意見を聴取し、国家知識産権は「特許法」改正の草案を國務院に提出した。國務院法制弁公室は各界の意見を総合し、草案について何度も修正を加えた。現在、筆者が把握している情報は 2008 年 2 月 28 日の時点での「特許法」草案（以下「改正案」という）である。

今回の「特許法」改正において、中国の企業又は個人が外国の主体に出願特許を譲渡する権利及び中国で完成した発明創造をどのようにして外国で特許出願するかという点で新しい動きがあり、注目に値する。これについて、筆者は「改正案」に基づき、この 2 つの事項につき以下の通り簡潔に分析する。

一、「特許を出願する権利」の譲渡について

国際的に通用する解釈によると、特許に係わる権利は「特許を出願する権利」、「特許出願権」、「特許権」の 3 つに分けることができる。そのうち、「特許を出願する権利」とは、法に照らして持つことのできる特許を出願することのできる権利をいう。「特許出願権」とは、特許を出願した後に、特許権が付与されるまで、特許出願権者が特許出願につき持つことのできる権利をいう。「特許権」とは特許権が付与された後、特許権者が法に照らして持つことのできる権利をいう。

理論上は、特許を出願する権利、特許出願権、特許権はいずれも適法に譲渡できる権利であり、また外国の主体に譲渡することができる。この点については、中国の現行の「特許権」第 10 条で、「特許出願権と特許権は譲渡することができる。中国の企業又は個人が外国人に特許出願権又は特許権を譲渡する場合は、必ず國務院の關係主管部門の許可を受けなければならない。……」と定められているが、「特許を出願する権利」を外国の主体に譲渡する場合にどの手続を行わなければならないかについては触れられていない。2002 年 1 月 1 日から施行された「中華人民共和國技術輸出入管理条例」では、「特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許実施の許諾、ノウハウの譲渡、技術サービス及びその他の方式の技術の譲渡」は、当該条例を適用しなければならないと定められており、その中には「特許

《修订案》试图在法律的层面上明确解决这个问题，其第十一条规定：“转让申请专利的权利、专利申请权和专利权的，当事人应当订立书面合同。中国单位或者个人向外国人、外国企业或者外国其他组织转让申请专利的权利、专利申请权或者专利权的，应当依照有关技术进出口管理的法律、行政法规的规定办理技术出口审批手续。”这样，从法律层面上明确了，向外国主体转让申请专利的权利需要办理技术出口审批手续。

二、关于在中国完成的发明创造向外国申请专利

现行《专利法》第二十条第一款规定：“中国单位或个人将其在国内完成的发明创造向外国申请专利的，应当先向国务院专利行政部门申请专利……”。由于该规定只针对“中国单位或者个人”，因此，实践中，很多外国企业委托中国国内的单位完成的发明创造，往往根据现行《专利法》第八条的规定，通过合同约定，将包括申请专利的权利在内的发明创造约定为自始归外国企业所有，以此避开国务院专利行政部门的监管，并将在中国完成的发明创造先在国外申请专利。

为了弥补这个监管上的问题，《修订案》第二十一条第一款规定，“任何单位或者个人将在中国完成的发明创造向外国申请专利的，应当经国务院专利行政部门批准。除涉及国家安全或者重大公共利益需要保密的外，国务院专利行政部门应当予以批准。”同时，在第七十七条增加了相关的法律责任：“任何单位或者个人未经国务院专利行政部门批准，将在中国完成的发明创造向外国申请专利的，其就该发明创造在中国提出的专利申请不得被授予专利权；泄露国家秘密的，依法追究法律责任。”这样，在中国完成的发明创造，即使通过合同将申请专利的权利约定为自始归外国企业所有，只要该外国企业需要就该发明创造在国外申请专利的，必须首先经国务院行政部门批准。

《修订案》的该等规定在很大程度上克服了现行《专利法》立法中存在的相关漏洞，但是《修订案》的该等规定也有其操作性上的问题，例如，随着技术研发工作国际合作趋势的发展，何谓“在中国完成”将会是一个很难认定的问题。律师认为，如果《修订案》以现在的表述通过，则在此后的实施细则修订中可能会就该等问题作出更详细的规定，以弥补其操作性上的不足。

を出願する権利の譲渡」は明確には列記されていないが、実践においては、通常、特許を出願する権利は一種の「その他の方式の技術の譲渡」と見なし、外国の主体に譲渡する場合は、通常、関係部門から「中華人民共和国技術輸出入管理条例」に基づき登記手続を行うよう求められる。

「改正案」は、法律の次元でこの問題を明確にしようと試みており、その第 11 条では「特許を出願する権利、特許出願権及び特許権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結しなければならない。中国の企業又は個人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織に特許を出願する権利、特許出願権又は特許権を譲渡する場合、技術輸出入管理に係わる法律、行政法規の規定に照らして技術輸出審査許可手続を行わなければならない。」と定めており、そうすることによって、外国の主体に特許を出願する権利を譲渡する場合には技術輸出審査許可手続を行わなければならないことが法律の次元で明確になる。

二、中国で完成した発明創造を外国で特許出願することについて

現行の「特許法」第 20 条第 1 項では、「中国の企業又は個人が、自らが国内で完成した発明創造を外国で特許出願する場合、まず国务院特許行政部門で特許出願しなければならない……」と定められているが、この規定は対象を「中国の企業又は個人」に絞っていることから、実践においては、数多くの外国企業が中国国内の企業に委託し完成させた発明創造については、多くの場合、現行の「特許法」第 8 条の規定に基づき、契約の約定を通じ、特許を出願する権利を含めた発明創造を始めから外国企業の所有に帰すると約定することで、国务院特許行政部門による監督管理を回避し、中国で完成した発明特許を先に外国で特許出願している。

この監督管理上の問題を補うため、「改正案」第 21 条第 1 項では「如何なる企業又は個人も中国で完成した発明創造を外国で特許出願する場合、国务院特許行政部門の許可を受けなければならない。国家の安全又は重大な公共の利益に係わり秘密保持が必要である場合を除き、国务院特許行政部門が許可を行うものとする。」と定めており、同時に第 77 条では係る法的責任を次のように追加している。「如何なる企業又は個人も、国务院特許行政部門の許可を受けずに、中国で完成した発明創造を外国で特許出願した場合、当該発明創造につき中国で行う特許出願には特許権を付与してはならない。国家の機密を漏洩した場合、法に照らして法的責任を追及する。」このように、中国で完成した発明創造は、契約を通して特許を出願する権利を始めから外国企業の所有に帰すると約定したとしても、その外国企業がこの発明創造につき外国で特許出願を行う場合、必ず先に国务院行政部門の許可を受けなければならない。

「改正案」にこれらの規定が設けられることにより、現行の「特許法」の立法において存在する抜け穴をおおた解決することができるのだが、「改正案」に設けられたこれらの規定は、オペレーション面で問題が生じることになる。たとえば、技術研究開発作業の国際的な提携が進むにつれ、「中国で完成した」とことの定義を認定しにくいという問題が生じることになるであろう。もしも「改正案」が

現在の表現のまま可決された場合、その後の実施細則を改定する過程で、これらの問題について、より詳細な規定が設けられ、そのオペレーション面での欠陥が補われるものと筆者は考える。

律师注意到，与《专利法》前两次修订分别是为履行中国在《中美知识产权谅解备忘录》中作出的承诺、以及努力加入 WTO 的背景不同，本次修订主要的动力来自于中国内部。更加注重在国际交流中对中国知识产权利益的保护，本文提及的两个问题就体现了这一倾向。因此，律师建议，与中国有技术合作往来的外国企业、中国境内的外商投资企业等，积极关注《专利法》的修订进程，并及时作出应对之策。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国专利法》（2000 年修正）

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/zl/fljxzf/200804/t20080415_377951.html

（里兆律师事务所 2008 年 06 月 20 日整理编写）

「特許法」の前 2 回の改正が行われた背景は、それぞれ中国が「中国米国知的財産権覚書」の中で行った承諾の履行、及びWTO加盟への努力のためという違いがあり、今回の改正の主な原動力は中国内部からのものである。国際交流の中で中国の知的財産権利益の擁護を一層重視したものであり、本文で言及した2つの事項はこの傾向を体現している。したがって、中国と技術提携上の取引のある外国企業、中国国内の外商投資企業等は、「特許法」の改正の過程について積極的に注意を払い、遅滞なく対処策を講じた方がよいと筆者は考える。

備考：

関係法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下のURLをクリックしてください。

「中華人民共和国特許法」(2000 年改正)

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/zl/fljxzf/200804/t20080415_377951.html

（里兆法律事務所が 2008 年 6 月 20 日付で作成）